

○文部科学省令第九号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

「第七章 単位修得試験（第五十一条―

目次中「第七章 単位修得試験（第五十一条―第六十一条）」を 第七章の二 免許状の有効期間の更新

第七章の三 免許状更新講習（第六十

第六十一条）

及び延長（第六十一条の二―第六十一条の十）に改め、「（第六十一条の二）」を「（第六十一条の十二
一条の十一）」

）に、「（第六十一条の三―第六十一条の四）」を「（第六十一条の十三・第六十一条の十四）」に改め
る。

第六十一条の二から第六十一条の四までを十条ずつ繰り下げ、第七章の次に次の二章を加える。

第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長

第六十一条の二 免許法第九条の二に規定する免許状の有効期間の更新及び延長に関しては、この章の定め
るところによる。

第六十一条の三 免許法第九条の二第三項に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第六十一条の四 免許管理者は、免許法第九条の二第一項の規定による申請をした者（免許法第九条の三第

三項各号に掲げる者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる
者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、

免許法第九条の二第三項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

- 一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- 三 免許状更新講習の講師
- 四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
 - イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 - ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人
 - ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
 - ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの
- 五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許

管理者が指定したものを受けた者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

第六十一条の五 免許法第九条の二第五項の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。

五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許

状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合に有することを必要とされる免許状をいう。）を有している者に限る。）。

六 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の日までの期間が二年二月未満であること。

七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

第六十一条の六 免許管理者は、免許法第九条の二第五項に規定する相当の期間を定めるに当たつては、免許法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができない場合並びに前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事由による場合にあつては、当該事由がなくなつた日から起算して二年二月を超えない範囲内で、同条第六号に掲げる事由による場合にあつては、教育職員として任命され、又は雇用された日から起算して二年二月を超えない範囲内で定めなければならない。

第六十一条の七 免許法第九条の二第一項に規定する申請は、当該申請に係る普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。

第六十一条の八 前条の申請をしようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）

第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

一 教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 教諭を対象とする免許状更新講習

二 養護教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 養護教諭を対象とする免許状更新講習

三 栄養教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十一条の九 免許法第九条の二第五項に規定する有効期間の延長は、当該有効期間の延長に係る普通免許状又は特別免許状を有する者の申請により行うものとする。

2 前項の申請は、普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までに、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。

第六十一条の十 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その免許状を有する者に対して、普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新又は延長に関する証明書を発行しなければならない。

第七章の三 免許状更新講習

第六十一条の十一 免許状更新講習に関し必要な事項は、免許法に定めるもののほか、免許状更新講習規則の定めるところによる。

第十一章中第六十五条の八を第六十五条の十一とし、第六十五条の七を第六十五条の十とし、同条の前に次の三条を加える。

第六十五条の七 免許法第二条第二項に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とする。

一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の職員

二 教育委員会又は教育委員会の所管に属する教育機関（前号に規定するものを除く。）の職員

三 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き

地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人若しくは私立学校法第三条に規定する学校法人の役員若しくは職員となつている者

第六十五条の八 免許法第五条第二項、第六条第四項（免許法附則第五項後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）、第九条第四項括弧書（免許法附則第五項後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）及び第十六条の二第二項（第十六条の三第三項、第十六条の四第四項及び第十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第六十五条の九 免許法第五条第二項、第六条第四項、第九条第四項括弧書及び第十六条の二第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第七十二条第一項中「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 免許法第七条第一項に規定する証明書の様式は、別記第二の一号様式から第二の四号様式までのとおりとする。

第七十三条の次に次の三条を加える。

第七十三条の二 免許法第七条第二項に規定する証明書の様式は、別記第三の一号様式から第三の三号様式までのとおりとする。

第七十三条の三 免許法第七条第四項に規定する証明書の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

第七十三条の四 第六十一条の十に規定する有効期間の更新又は延長に関する証明書の様式は、それぞれ別

記第五号様式及び別記第六号様式のとおりとする。

第七十四条第二項中「免許状授与年月日」の次に「、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律

第四百十八号) 第二条の表の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日(有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日)を加える。

附則第十四項中「免許状を有しない教諭」を「免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)」に、「当該教諭」を「当該主幹教諭等」に改め、同項第二号及び第五号中「教諭」を「主幹教諭等」に改める。

附則第三十四項を第三十七項とし、第二十七項から第三十三項までを三項ずつ繰り下げ、第二十六項を第二十九項とし、同項の前に次の一項を加える。

28 免許法附則第十二項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修しなければならない。

一 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習

二 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習

附則第二十五項を第二十七項とし、第二十四項を第二十六項とし、第二十三項を第二十五項とし、第二十二項の次に次の二項を加える。

23 免許法附則第八項ただし書及び第十二項ただし書に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

24 免許法附則第八項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

別記様式中「割印」を削り、「授与条件」の次に「有効期間の満了の日 年 月 日」を加え、同様式の備考第一号に次のように加える。

コ 「有効期間の満了の日」の欄には、免許状の有効期間の満了する日を記載すること。
別記様式を別記第一号様式とする。

別記第一号様式の次に次の十様式を加える。

別記第二の一号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 ）

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印

記

1、基礎資格

・ 学位の種類

・ 在学期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業）

2、単位

・ （教科）（養護）（栄養に係る教育）に関する科目

（科目名）〇〇単位

・ 教職に関する科目

（科目名）〇〇単位

・ 特別支援教育に関する科目

（科目名）〇〇単位

・ （教科又は教職）（養護又は教職）（栄養に係る教育又は教職）に関する科目〇〇単位

- ・上記の全ての単位を修得した年度 年度
- ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
(科目名) ○○単位

備考

- 一 「(別表第)」の箇所には、「別表第一」、「別表第二」又は「別表第二の二」と記入すること。
- 二 「学位の種類」の箇所には、「修士()」、「学士()」又は「短期大学士()」のごとく、学位の種類及び分野を記入すること。
- 三 「(教科)(養護)(栄養に係る教育)に関する科目」の「(科目名)」の箇所は、教科に関する科目については、「国語」のごとく教育職員免許法施行規則第2条から第5条に規定する科目名を、養護に関する科目については、「衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)」のごとく教育職員免許法施行規則第9条の表に掲げる科目名を記入し、栄養に係る教育に関する科目については、「(科目名)」の欄は設けないこと。
- 四 「教職に関する科目」の「(科目名)」の箇所には、「教職の意義等に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第6条第1項、第10条又は第10条の4の表のそれぞれ第2欄から第6欄に掲げる科目名を記入すること。
- 五 「特別支援教育に関する科目」の「(科目名)」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。
- 六 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「(科目名)」の箇所には、「日本国憲法」のごとく教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。

別記第二の二号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 ）	
氏 名	
年	月 日生
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）（第 欄）に定める単位を修得したことを証明する。	
年	月 日
〇〇大学	学長 〇〇 〇〇 印
記	
単位	
・（科目名）〇〇単位	
・上記の全ての単位を修得した年度 年度	

備考

- 一 「（別表第 ）」の箇所には、「別表第三」、「別表第四」、「別表第五」、「別表第六」、「別表第六の二」、「別表第七」又は「別表第八」と記入すること。
- 二 「（第 欄）」の箇所には、別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八については「第四欄」、別表第四又は別表第五については「第三欄」と記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のごとく記入すること。

別記第二の三号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（新教育領域の追加の定め）

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法施行規則第7条第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印

記

単位

・（科目名）〇〇単位

備考 「（科目名）」の箇所には、「視覚障害者に関する教育の領域に関する心理等に関する科目」「知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目」のごとく記入すること。

別記第二の四号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（教育職員検定）

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、（教育職員免許法）（第 条）に定める科目の単位を修得したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印

記

単位

・（科目名）〇〇単位

・上記の全ての単位を修得した年度 年度

備考

- 一 「（教育職員免許法）」の箇所には、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」のごとく記入すること。
- 二 「（第 条）」の箇所には、教育職員免許法については「附則第5項の表第4欄」「附則第9項の表第4欄」「附則第18項の表第4欄」のごとく、教育職員免許法施行規則については「第64条第2項の表第4欄」のごとく、記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のごとく記入すること。

別記第三の一号様式（第七十三条の二関係）

人物に関する証明書	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
年 月 日	
(証明者) 印	
記	
項目	所見

備考

- 一 「(証明者)」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

別記第三の二号様式（第七十三条の二関係）

実務に関する証明書					
氏 名					
年 月 日生					
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。					
年 月 日					
（証明者） 印					
記					
1、良好な成績で勤務した期間					
期間	年月数	勤務校	職名	担当教科等	備考
2、良好な成績で勤務した年月数					
合計 ○○年○○月					

備考 「（証明者）」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく実務証明責任者を記入すること。

別記第三の三号様式（第七十三条の二関係）

身体に関する証明書	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
年 月 日	
（証明者）	
印	
記	
項目	状況

備考

- 一 「（証明者）」の箇所は、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）
（課程の一部を履修）したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印

記

1. 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び
学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

免許状更新講習の名称	時間数	履修年月日

2. 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

免許状更新講習の名称	時間数	履修年月日	対象免許種

備考

- 一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」又は「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」のうちいずれか一方について証明する場合には、他方の欄は設けないこととする。

別記第五号様式（第七十三条の四関係）

（番号）

有効期間更新証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第一項の定めるところにより更新する。

次の有効期間の満了の日は、同条第四項の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者 印

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考

一 「（番号）」の欄には、更新の年度を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入するものとする。

二 更新する免許状が複数の場合には、複数の免許状について「

記」以降に掲げる事項を記載するものとする。

別記第六号様式（第七十三条の四関係）

（番号）

有効期間延長証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第五項の定めるところにより 年 月 日まで延長する。

年 月 日

免許管理者 印

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第五号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

附 則

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則附則第十四項の改正規定については、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 教育職員免許法施行規則第六十一条の四第六号、次条第四号及び第十条第一項第六号の文部科学大臣が定める者は、この省令の施行前においても定めることができる。

第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 校長、副校長又は教頭
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員

若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

第四条 改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第五条 改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 平成二十三年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
（改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者をいう。以下同じ。） 平成二十三年三月三十一日

二 平成二十四年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十四年三月三十一日

三 平成二十五年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者
平成二十五年三月三十一日

四 平成二十六年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者

平成二十六年三月三十一日

五 平成二十七年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者

平成二十七年三月三十一日

六 平成二十八年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者

平成二十八年三月三十一日

七 平成二十九年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者

平成二十九年三月三十一日

八 平成三十年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者

平成三十年三月三十一日

九 平成三十一年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者

平成三十一年三月三十一日

十 平成三十二年三月三十一日において、満三十五歳以下、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所

持者 平成三十二年三月三十一日

2 栄養教諭の普通免許状を有する旧免許状所持者の改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 平成十八年三月三十一日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成二十八年三月三十一日

二 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成二十九年三月三十一日

三 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成三十年三月三十一日

四 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成三十一年三月三十一日

第六条 改正法附則第二条第三項第三号に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

2 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。附則第十二条において「昭和

二十九年改正法」という。）附則第十項ただし書に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第七条 改正法附則第二条第四項前段の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。

五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状を有し

ている者に限る。）。

六 教育職員として任命され、又は雇用された日から改正法附則第二条第三項に規定する修了確認期限（以下単に「修了確認期限」という。）までの期間が二年二月未満であること。

七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

2 改正法附則第二条第四項後段に規定する文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 改正法附則第二条第二項に規定する旧免許状所持現職教員（以下単に「旧免許状所持現職教員」という。）が平成二十一年四月一日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。

二 修了確認期限が、旧免許状所持現職教員の有する普通免許状又は特別免許状の授与の日（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号。以下、本号において「一部改正法」という。）附則第五条並びに第六条第一項及び第二項の規定により、一部改正法の施行の日において一部改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法の規定による免許状の授与を受けたものとみなされる場合（当該施行の日以後に普通免許状又は特別免許状の授与を受けた場合を除く。）にあつては、一部改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法の規定により免許状の授与を受けた日）の翌日から起算して

十年を超えない日であること（前号に該当する者を除く。）。

三 附則第五条第一項第一号に掲げる者（平成二十二年の末日において免許状更新講習の課程を修了していないものに限る。）であること。

第八条 免許管理者は、改正法附則第二条第四項に規定する期間を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、次の各号に定める期間の範囲内において定めなければならない。

一 免許法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないこと並びに前条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事由 当該事由がなくなった日から起算して二年二月

二 前条第一項第六号に掲げる事由 修了確認期限の延期を受けようとする者が教育職員として任用され、又は雇用された日から起算して二年二月

三 前条第二項第一号及び第二号に掲げる事由 修了確認期限の延期を受けようとする者の有する普通免許状又は特別免許状の授与の日（普通免許状又は特別免許状を二以上有する者にあつては、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日）の翌日から起算して十年

四 前条第二項第三号に掲げる事由 二月

第九条 次の各号に掲げる事項については、旧免許状所持者（第三号及び第四号に掲げる事項については旧免許状所持現職教員に限る。）の申請により行うものとする。

一 更新講習修了確認

二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認

三 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期

四 改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定

2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。

3 第一項の申請（同項第二号に規定する確認に係るものを除く。）は、修了確認期限の二月前までに行わなければならない。

第十条 免許管理者は、前条第一項第四号に規定する認定に係る申請をした旧免許状所持現職教員が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号又は第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、改正法附則第二条第五項の規定により、

免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

三 免許状更新講習の講師

四 附則第三条第三号に規定する者のうち、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

2 前項の規定による認定を受けた旧免許状所持現職教員は、その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた者とみなす。

第十一条 更新講習修了確認を受けようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号

）第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

- 一 教諭の職にある者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の職にある者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の職にある者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第十二条 昭和二十九年改正法附則第十条ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

第十三条 免許管理者は、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認を行ったときは、その旨を当該確認に係る免許状を有する者及びその免許状を授与した授与権者（免許法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。以下本項において同じ。）に、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定を行ったときは、その旨を当該認定に係る免許状を有する者、その者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認若しくは改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定を行ったとき、又は前項の通知を受けたときは、当該確認若しくは当該認定又は当該通知に係る免許状を授与した授与権者（免許法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）は、その旨を免許法第八条第一項に規定する原簿に記入しなければならない。

第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持有者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあつては延期後の修了確認期限）
、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めのある年月日を含む。）、授与条件並びにその者が有する他の免許状その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第十五条 免許管理者は、附則第九条第一項各号に掲げる行為を行ったときは、当該各号に掲げる行為に係

る免許状を有する者に対して、その旨の証明書を発行しなければならない。

第十六条 旧免許状所持者に授与される普通免許状の様式は、改正後の教育職員免許法施行規則別記第一号様式にかかわらず、なお従前の例による。

第十七条 改正法附則第三条に規定する証明書の様式は、改正後の教育職員免許法施行規則別記第四号様式のとおりとする。

第十八条 附則第十五条に規定する証明書の様式は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 更新講習修了確認に関する証明書 別記第一号様式
- 二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認に関する証明書 別記第二号様式
- 三 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書 別記第三号様式
- 四 改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定に関する証明書 別記第四号様式

第十九条 教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「割印」を削り、同様式の備考第一号中「別記様式備考」を「別記第一号様式備考（第一号コを除く。）」に改める。

別記第二号様式中「割印」を削り、「授与条件」の次に「有効期間の満了の日 年 月 日」を加え、同様式の備考中「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。

別記第一号様式（附則第十八条関係）

（番号）

更新講習修了確認証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了したことを教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の定めるところにより確認する。

次の修了確認期限は同条第三項第二号の定めるところにより
年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者 印

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考

- 一 「(番号)」の欄には、更新講習修了確認の年度を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもって記入するものとする。
- 二 所持する免許状が複数の場合には、複数の免許状について「記」以降に掲げる事項を記載するものとする。

別記第二号様式（附則第十八条関係）

（番号）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了してから教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第 号）附則第六条第一項に規定する期間内にあることを、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の定めるところにより確認する。

次の修了確認期限は同号の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者 印

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

別記第三号様式（附則第十八条関係）

（番号）

修了確認期限延期証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、その修了確認期限を教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第四項の定めるところにより年 月 日まで延期する。

年 月 日

免許管理者 印

記

免許状の種類
授与年月日
授与権者
免許状の番号
免許状に記載する氏名
免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

別記第四号様式（附則第十八条関係）

（番号）

免許状更新講習免除証明書

本籍地
氏名
年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第五項の定めるところにより免許状更新講習の受講を免除する。

次の修了確認期限は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第 号）第十条第二項の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者印

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

